春日井市さわやか収集事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭系廃棄物のごみステーションへの排出が困難な高齢者等の自立 した生活の維持を図るため、当該者の家庭系廃棄物の戸別収集を行うさわやか収集事業 (以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

- 第2条 事業の対象となる世帯(第5条第4号において「対象世帯」という。)は、市内に居住する次に掲げる者のみで構成され、家庭系廃棄物(春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年春日井市条例第7号)第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。以下同じ。)の排出が困難であって、親族等の協力を得ることが困難な世帯その他市長が必要と認める世帯とする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同 条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条に規定する知的障害者更正相談 所が行った判定結果に基づき、知事から療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (利用の手続)
- 第3条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、さわやか収集利用申請書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、申請者の世帯の生活実態等を調査 した上で利用の可否を決定し、さわやか収集利用承認通知書(第2号様式)又はさわや か収集利用不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(排出方法)

第4条 前条第2項の規定により事業の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。) は、市長の指定する排出場所、分別方法、日時等に従い、家庭系廃棄物を排出しなけれ

ばならない。

(届出)

- 第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 市外に転出したとき。
 - (2) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (3) 入院等により長期間事業を利用しないとき。
 - (4) 第2条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。
 - (5) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の中止)

- 第6条 市長は、第4条の規定による市長の指示に従わない場合又は前条の規定による届出があった場合は、事業の利用を停止又は中止することがある。
- 2 市長は、前項の規定により利用の停止又は中止をするときは、さわやか収集停止・中 止決定通知書(第4号様式)により利用者に通知するものとする。ただし、前条の規定 による届出があった場合は、これを省略することができる。

(安否の確認)

第7条 市は、収集の際、家庭系廃棄物が排出されていない場合、利用者の安否を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ情報提供を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和7年10月1日以後の申請又は届出に係るさわやか収集 事業について適用し、同日前の申請又は届出に係るさわやか収集事業については、 なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市さわやか収集事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市さわやか収集事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

さわやか収集利用申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

 住所

 申請者
 氏名

 電話番号

 代筆者

 申請者との続柄・関係

次のとおり、さわやか収集の利用を申請します。

	住所 (居住地)					世帯員数			人		
	世帯員	氏	名		生年月日		年	月	日		
対		対要	象 件	1 · 2 · 3 · 4 · 5							
象世		氏	名		生年月日		年	月	日		
帯		対 要	象 件	1 • 2 • 3 • 4 •							
		氏	名		生年月日		年	月	日		
		対 要	象 件	1 • 2 • 3 • 4 •	5						
		1 要介護認定又は要支援認定を受けている者									
l	£+ /-i	2 身体障害者手帳を所持している者									
対象要件		3 精神障害者保健福祉手帳を所持している者									
		4 知的障害者療育手帳を所持している者 5 その他									
備考											
2.13											

私は、この申請に係る対象要件の確認のため、公簿を閲覧することに同意します。

(署名) 世帯員氏名	
(署名)世帯員氏名	
(署名) 世帯員氏名	

さわやか収集利用承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありましたさわやか収集の利用について、次のとおり承認します。

収集開始日	
ごみ等の種類	
収 集 日	
排出場所	
備考	

注意事項

次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに連絡してください。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 入院等により長期間事業を利用しないとき。
- (4) 春日井市さわやか収集事業実施要綱第2条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。
- (5) 事業の利用を辞退するとき。

さわやか収集利用不承認通知書

第号年月

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありましたさわやか収集の利用について、次の理由により不 承認とします。

不	承	認	理	由				
·		H-C		• •				
/++-				-1+				
備				考				
					1			

停 止

さわやか収集 決定通知書

中止

第 年 月 日

様

春日井市長

停 止

次のとおりさわやか収集の利用をしましたので通知します。

中止

停止する期間	4	年 /	月日	から	年	月	日	まで
中止する年月日	2	年 .	月 日	から)			
7911								
世 								
備考								